

帝京科学大学奨学金取扱要領 (新型コロナウイルス対策用)

「帝京科学大学奨学金」(新型コロナウイルス対策用)は、高い学修意欲がありながら、新型コロナウイルス感染症対策の影響で、家計の急変により修学が困難であると認められる本学学生に修学機会を確保するため授業料の減免を行うことを目的とした支援制度です。

申請を希望する対象者は下記の申請条件等に基づき、必ず申請者(学生)本人が手続きを行ってください。奨学生として採用されると、2020年度前期授業料の減免を受けることができます。

※事態が回復しないときは別途指定する期日までに再申請を行うことで、後期授業料の減免を受けることが可能となります。

◎ 申請条件

次の2つの要件を満たす学生が申請可能学生となります。

1	新型コロナウイルス対策の影響により、生計維持者の収入が減少するなど 家計急変となり 、学生納付金の納入が困難となった者
2	日本学生支援機構奨学金・家計急変もしくは給付型・授業料減免奨学金を申請している者

◎ 申請方法

- 1 上記申請条件2に定める奨学金を申請した者で、本学奨学金制度を希望する学生は、所属キャンパス学生係に対しその旨を連絡する。(電話またはメールにより)
- 2 以下の書面を所属キャンパス学生係へ提出(郵送可)する。

①	帝京科学大学奨学金申請書(別紙様式1)
②-1	生計維持者が給与所得者の場合 本年2月以降の給与明細書(上記申請条件2に使用した書面のコピーで可能)
②-2	生計維持者が個人経営者・自営業等の給与所得者以外の場合 本年2月以降の営業利益(実益)等を証する書面 (上記申請条件2に使用した書面のコピーで可能)

※ 個人の状況に応じ、上記②のほか、別途書類の提出をお願いすることがあります。

※ 書類提出後、申請内容について大学担当者からお問い合わせすることがありますので、必ず連絡が取れるようにしてください。

◎ 申請期間

原則 6月1日(月)～6月30日(火)

◎ 奨学金額

学生納付金のうち、前期授業料の50%を減免。

※実験実習費、施設設備費、冷暖房費は減免対象外。

◎ **対象奨学金**

2020年度 前期授業料

※今回の申請では、上記授業料のみ対象となります。

※後期授業料については、家計急変が回復しない場合に限り、本学が定める期日までにあらためて申請手続きをする必要があります。

◎ **奨学生の決定**

1 申請者のうち前記「申請条件2」に示す奨学金制度が不採用となった学生を対象に、提出書類に基づき審査し奨学生を決定します。

2 選考結果は申請者本人へ学内メールまたは電話にてご連絡します。